

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 (シップ・リサイクル法)の施行について

令和6(2024)年12月4日
海事局 海洋・環境政策課
海事局 検査測度課

1. シップ・リサイクル条約の概要について
2. インベントリの義務付け船舶と備置きの時期について
3. 新船に対するシップ・リサイクル法の要件
4. 現存船に対するシップ・リサイクル法の要件
5. シップ・リサイクル法手続き概要(全体像)
6. 有害物質一覧表(インベントリ)の構成と作成時期
7. 有害物質一覧表(インベントリ)の作成方法(新船方式及び現存船方式)
8. 新船方式の有害物質一覧表(インベントリ)作成方法
9. 現存船方式の有害物質一覧表(インベントリ)作成方法
10. 有害物質一覧表(インベントリ)の審査(確認等)の流れ
11. 内航船に対する解体計画の承認申請時における事前審査スキームについて

参考資料

シップ・リサイクル条約の概要について

背景・目的

- 船舶の解体(シップ・リサイクル)の大半は、コストの安いインド・バングラデシュ等の開発途上国で実施。
- 労働安全・環境対策が不十分、**環境汚染**や**労働災害**が深刻化。

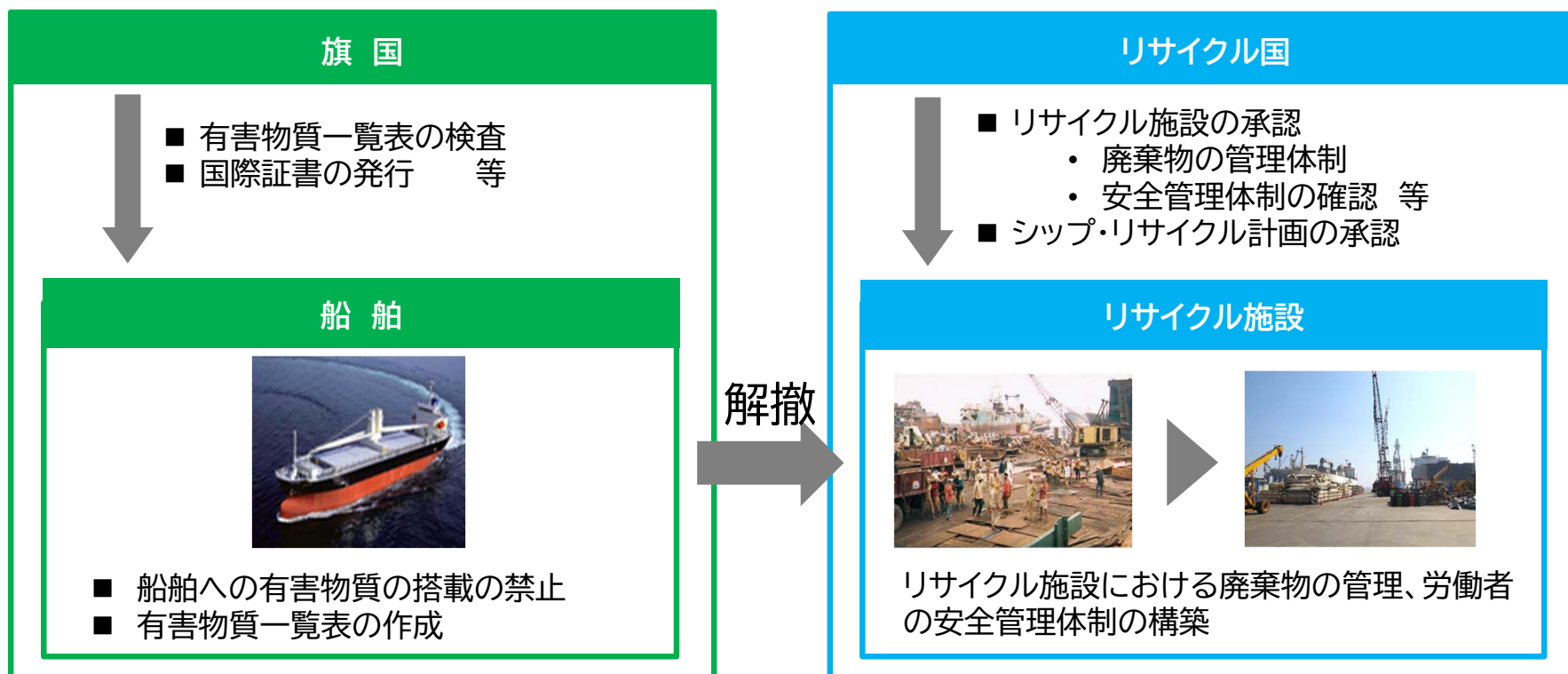


開発途上国におけるリサイクルの現場

- このような状況を踏まえ、日本主導により、国際海事機関(IMO)において検討が進められ、2009年5月、香港で開催された国際会議にて、**船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的**とした**シップ・リサイクル条約**が採択。

- 2023年6月26日に同日付でバングラデシュとリベリアが加入し、**発効要件充足**。(2025年6月26日に条約発効予定)

要件



※EEZを越えて航行する総トン数500トン以上の船舶が対象、EEZ:排他的経済水域

いつまでに何を行う必要があるのか

～有害物質一覧表(インベントリ)の義務付け船舶と備置きの時期について～

外航船

総トン数500トン以上

新船

2025年6月26日以降の**建造時**に、
インベントリを作成し、証書と一緒に船舶への備置き

※法律公布後、附則に基づき、インベントリの確認を順次実施中

現存船

2030年6月25日又は**解体時**いずれか**早い時期**までに、
インベントリを作成し、証書と一緒に船舶への備置き

※2030年6月25日までに船舶解体する場合には、上記証書は不要

内航船

総トン数500トン以上

2025年6月26日以降、**解体時**までに、インベントリを保持※ 新船は、運航後に作成するのが難しくなるため、**建造時**に作成することを推奨します。※ 現存船は、海外売船を考えた場合に、**2030年6月26日以降**は条約上必要となるため、それまでに作成することを推奨します。

※ 内航船を外航船(EEZを越える船舶)に切り替える時は、その時点で上記外航船と同じ扱いとなります。

※ 総トン数とは、国際トン数証書又は国際トン数確認書を有する船舶は、国際総トン数。国際トン数証書又は国際トン数確認書を持っていない船舶は、国内総トン数

※ 外航船とは、EEZを越えて航行する船舶(ただし、海上保安庁船、漁業取締船は除く)

※ 内航船とは、EEZ以内を航行する船舶

新船に対するシップ・リサイクル法の要件

新船とは、2025年6月26日(条約発効日)以降に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない場合には、2025年12月26日以降に起工される船舶又はこれと同等の建造段階にある船舶)、又は2025年6月25日以前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない場合には、2025年12月25日までに起工される船舶又はこれと同等の建造段階にある船舶)であって2027年12月26日以降に船舶所有者に引き渡された船舶

外航船(総トン数500トン以上)

<建造時>

- 建造時に有害物質一覧表(インベントリ第1部(新船方式))を作成し、有害物質一覧表確認証書の交付を受ける
※法律公布以降、附則に基づき相当証書の交付を実施

<運航時>

- 船舶にはインベントリと有害物質一覧表確認証書を備置(証書は5年毎に更新、有害物質の種類又は量を変更させる改造時に臨時確認)

<解体時>

- 有害物質等情報(インベントリ第1部 有害物質一覧表(表A、表B) + 第2部 廃棄物(表C) + 第3部 舶用品(表C、表D))を作成し、船舶解体施設に提供

<建造時・修繕時・改造時>

- インベントリを作成に協力(船舶所有者の求めに応じて)

<建造時・修繕時・改造時>

- 材料宣言書(MD)、供給者適合宣言(SDoC)を造船所へ提供

内航船(総トン数500トン以上)

<建造時>

- 船舶解体時までにインベントリ第1部(新船方式)を作成
※2025年6月26日以降、建造時にインベントリを作成しておくことを推奨します。任意で国又は登録船級協会の審査を受け、国から有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができます。

<運航時>

- 対象機器・計器等を交換した場合には、インベントリを変更

<建造時・修繕時・改造時>

- インベントリの作成に協力(船舶所有者の求めに応じて)

<建造時・修繕時・改造時>

- 材料宣言書(MD)、供給者適合宣言(SDoC)を船舶所有者へ提供

船舶所有者

造船所

舶用機器メーカー

現存船に対するシップ・リサイクル法の要件

現存船とは、2025年6月25日以前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない場合には、2025年12月25日までに起工される船舶又はこれと同等の建造段階にある船舶)であって2027年12月25日までに船舶所有者に引き渡された船舶

	外航船(総トン数500トン以上)	内航船(総トン数500トン以上)
船舶所有者	<p><2030年6月25日又は船舶解体時いずれか早い時期まで></p> <ul style="list-style-type: none">● インベントリ第1部(現存船方式)を作成(現存船のインベントリを作成する際は、専門知識が必要) <p>※2030年6月25日までに船舶解体する場合には、上記証書は不要</p> <p><運航時></p> <ul style="list-style-type: none">● 船舶にはインベントリと有害物質一覧表確認証書を備置(証書は5年毎に更新、有害物質の種類又は量を変更させる改造時に臨時確認が必要) <p><解体時></p> <ul style="list-style-type: none">● 有害物質等情報(インベントリ第1部 有害物質一覧表(表A、表B) + 第2部 廃棄物(表C) + 第3部 舶用品(表C、表D))を作成し、船舶解体施設に提供	<p><船舶解体時まで></p> <ul style="list-style-type: none">● インベントリ第1部(現存船方式)を作成(現存船のインベントリを作成する際は、専門知識が必要)【法第17条】 <p>※内航現存船は、2030年6月25日までを目処に作成することを推奨します。</p> <p><運航時></p> <ul style="list-style-type: none">● 対象機器・計器等を交換した場合には、インベントリを変更
造船所	<p><2030年6月25日又は船舶解体時いずれか早い時期まで></p> <ul style="list-style-type: none">● 必要に応じて、インベントリの作成に協力(船舶所有者の求めに応じて)	<p><船舶解体時まで></p> <ul style="list-style-type: none">● 必要に応じて、インベントリの作成に協力(船舶所有者の求めに応じて)
舶用機器メーカー	<p><2030年6月25日又は船舶解体時いずれか早い時期まで></p> <ul style="list-style-type: none">● 必要に応じて、材料宣言書(MD)、供給者適合宣言(SDoC)を造船所へ提供	<p><船舶解体時まで></p> <ul style="list-style-type: none">● 必要に応じて、材料宣言書(MD)、供給者適合宣言(SDoC)を造船所へ提供

船舶所有者

設計建造段階&運航段階

- 有害物質一覧表(インベントリ)の作成【第3条】
 - インベントリ及び有害物質一覧表確認證書の備置き【第6条】

<適用>
総トン数500トン以上の外航船

<適用時期>
“新船”(契約日が条約発効日以降): 建造時
“現存船”(新船以外): 法施行後5年以内

- インベントリ確認(初回、以降は5年ごと)
 - 有害物質一覧表確認證書交付【法第4条】

<確認の実施主体>

 - 地方運輸局等
 - 登録船級協会(確認のみ)

・外航船 : EEZを越えて航行する船舶
(ただし、海上保安庁船、漁業取締船は除く)
・内航船 : 上記以外の船舶
・総トン数: 国際トン数証書又は国際トン数確認書を有する船舶は、国際総トン数で判断

リサイクル段階

- 有害物質等情報を再資源化解体業者に提供【第17条】

<適用>
総トン数500トン以上の外航船及び内航船

内航新船は、建造時にインベントリを作成することを推奨します。任意で地方運輸局の確認を受け、証書の交付を受けることができます。
内航現存船は、2030年6月25日までにインベントリを作成することを推奨します。

- 船舶の譲渡し等の承認申請【第20条】

<提出書類>

 - 再資源化解体計画
 - 有害物質等情報 等

- 船舶の譲渡し等の審査及び承認【第20条】
 - 再資源化解体準備証書交付【第21条】

<審査・承認の実施主体>
地方運輸局等

 - 登録船級協会(審査及び承認のみ)

再資源化解体業者

解撤実施前

- 再資源化解体の許可申請【第10条】

- 再資源化解体の許可通知【第10条】
- <審査の実施主体>
国交省(海洋・環境政策課)、厚労省、環境省

リサイクル段階

- 再資源化解体計画を作成【第18条】
 - 承認申請【第18条】

- 審査・承認【第18条】
 - 承認した旨を再資源化解体業者、船舶所有者に通知【第18条】

<審査の実施主体> 海洋・環境政策課

- 船舶を譲受け【第23条】

- 再資源化解体の開始を報告【第29条】

- 再資源化解体の実施【第28条】

- 再資源化解体の完了を報告【第29条】

有害物質一覧表(インベントリ)の構成と作成時期

インベントリに記載すべき 物質、物品		インベントリ		
		第1部 船舶の構造及び機器に 含まれる有害物質	第2部 運航中に発生 する廃棄物	第3部 貯蔵物
表A	禁止または制限される物質 [アスベスト、PCB、オゾン層破壊物質、 有機スズ化合物、シブトリンの5物質]	記載 新船は搭載禁止 現存船は新規搭載禁止	—	—
表B	有害物質 [カドミウム、鉛、六価クロム、水銀等 9物質]	記載 現存船は”可能な限り”調査	—	—
表C	潜在的に有害な品目 [油類、廃棄物、電池、消火剤等]	—	記載	記載
表D	通常の民生品 [家庭用電化製品等]	—	—	記載
作成時期		外航船:建造時 内航船:リサイクル直前まで	外航船:リサイクル直前 内航船:リサイクル直前	

建造時にインベントリを作成することをおすすめします。任意申請での有害物質一覧表確認証書の交付も可能です。

有害物質一覧表(インベントリ)の作成方法(新船方式と現存船方式)

	新船方式	現存船方式
適用	新船	現存船
作成時期	建造中	運航中
作成主体	船舶所有者 (造船所・舶用機器メーカーの協力)	船舶所有者 (専門家 の支援を活用可能)
作成方法	設計・建造の段階で本船に使用・設置する部品・材料、機器の有害物質情報(材料宣誓書等)を造船所が供給者(メーカー)より収集して、甲板・部屋などの場所情報を加え、作成する。	船舶の構造材・搭載機器に含まれる有害物質を 明示リスト* に基づいて図面調査・実船確認・サンプル分析(同型船データ、過去の入渠記録等を収集)で調査する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> NK Prime Ship-GREEN/SRMのサービスを活用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識が必要なため専門家による支援制度を活用可能

*明示品リストとは、決議MEPC.269(68)IHM作成ガイドライン付録5 2.2 明示リストに規定されるリストをいう。

新船方式の有害物質一覧表(インベントリ)作成

新船の有害物質一覧表(インベントリ)は基本的に建造時に造船所において作成

<ステップ1> 有害物質情報の収集

造船所は原則として全調達品について、供給者(船用メーカ/商社/代理店等)から材料宣誓書(MD)及び供給者適合宣言(SDoC)を収集

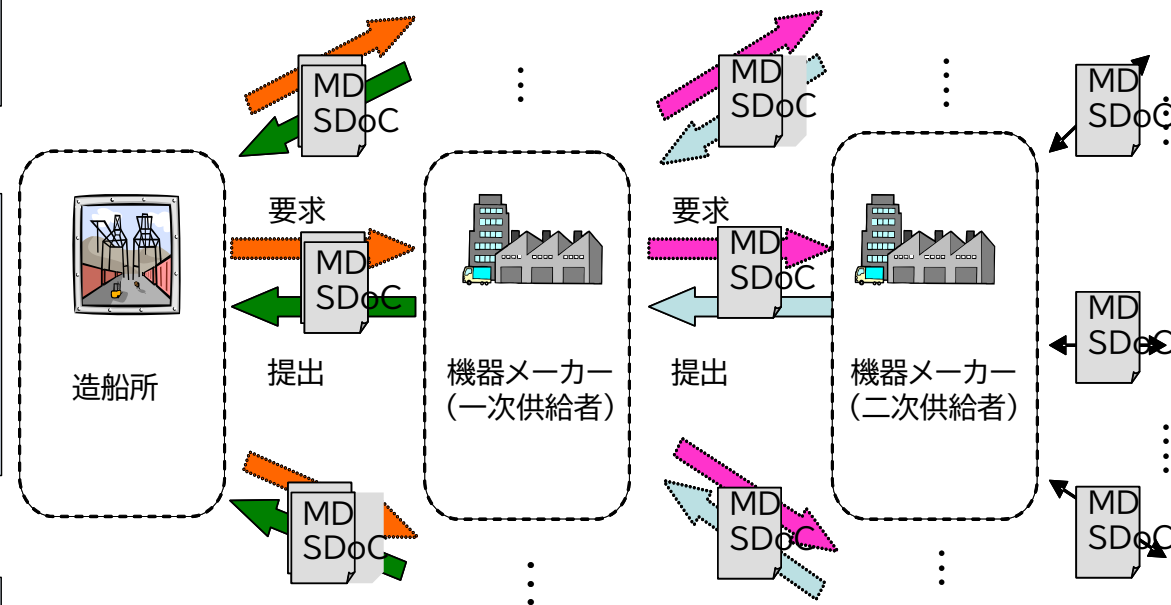
<ステップ2> 収集した情報の選別

収集した材料宣誓書について、閾値を超えて有害物質を含有する製品を選別

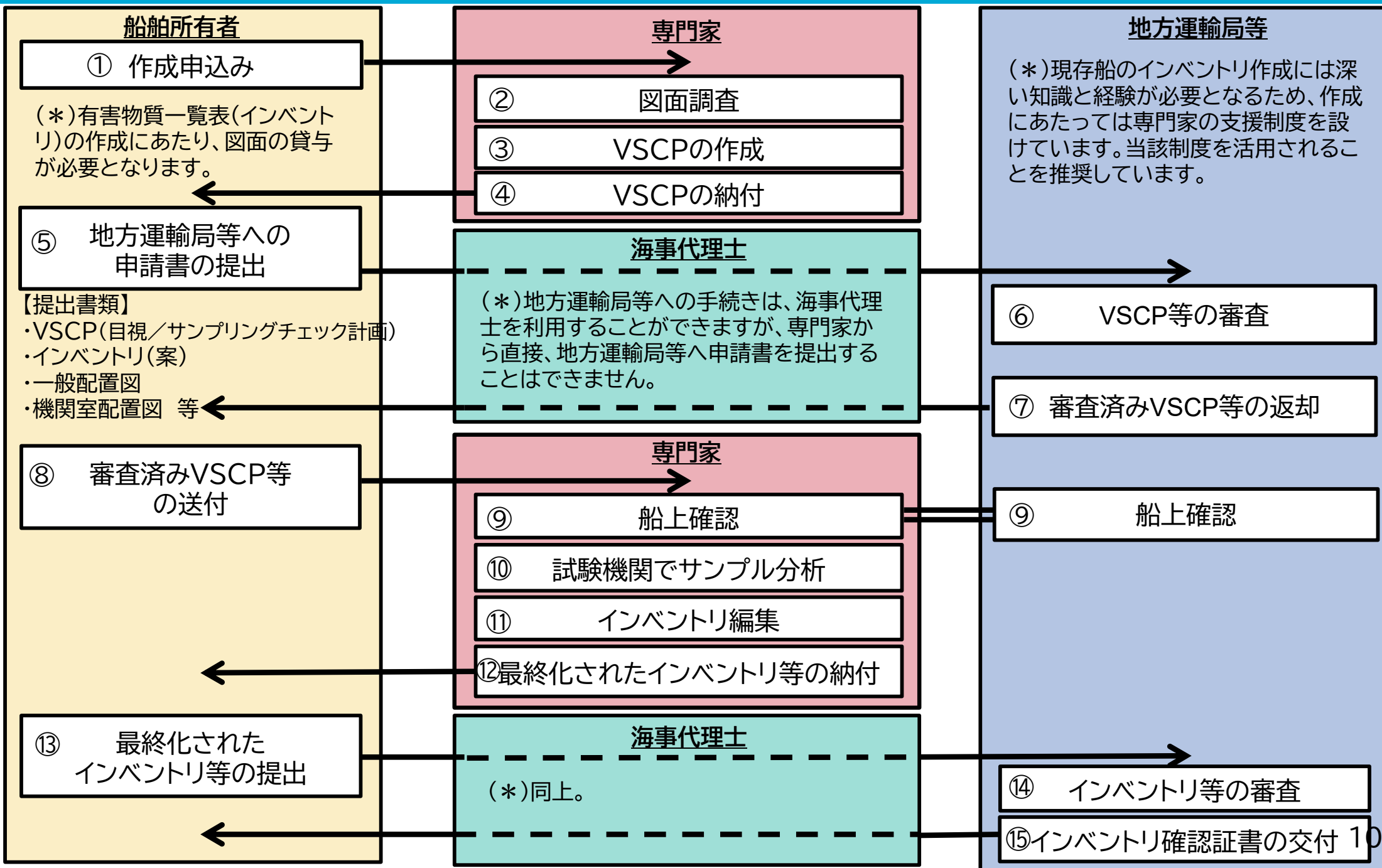
<ステップ3> インベントリの作成

選別した製品について、分類毎に整理し、本船上の所在(位置情報:甲板や部屋など)をインベントリの様式に記載

サプライチェーンの関係を含めたMD(SDoC)の収集過程

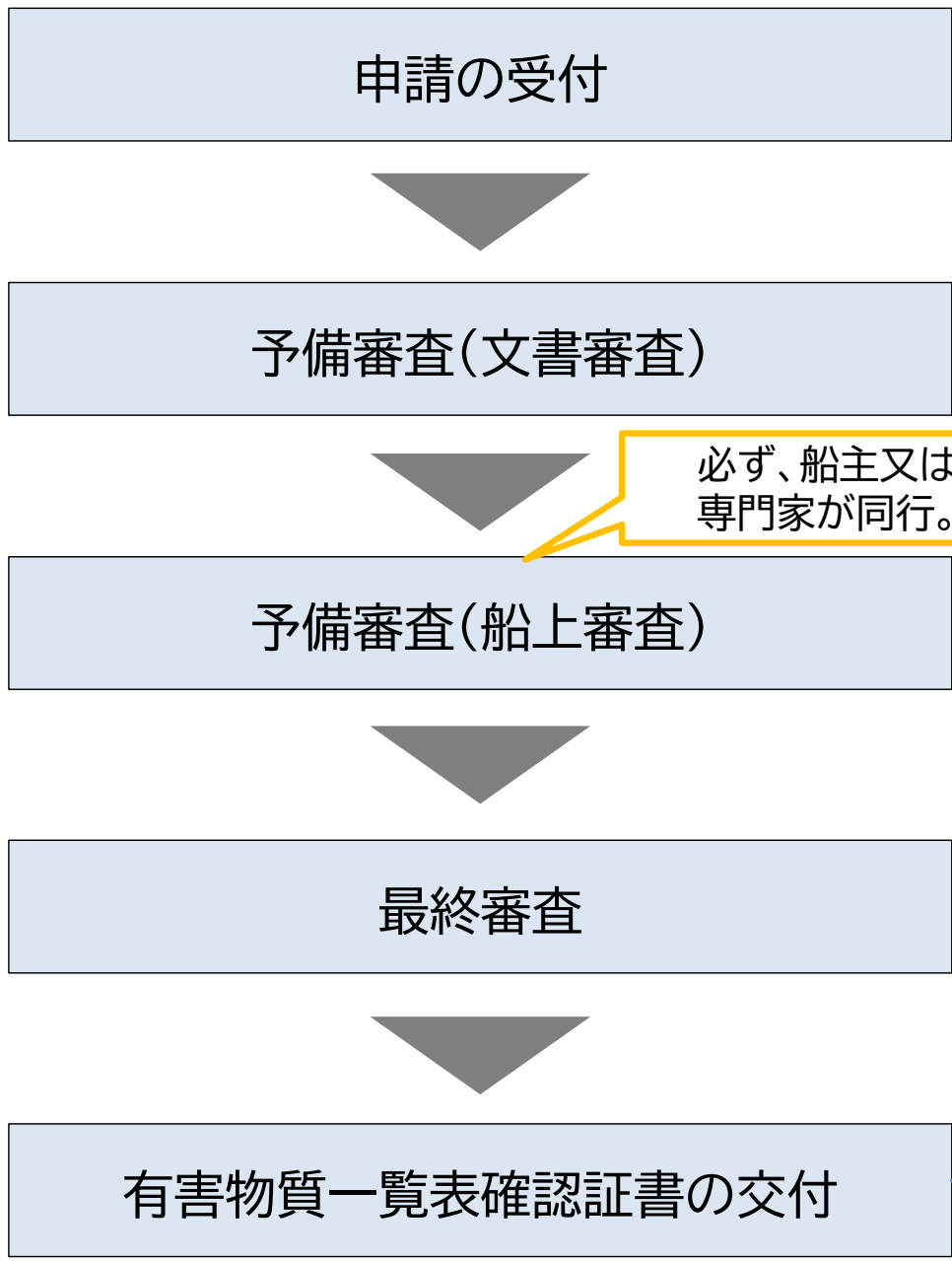


現存船方式による有害物質一覧表の作成の流れ(専門家の支援制度を活用する場合)



VSCPとはVisual sampling check plan(目視/サンプリングチェック計画)

有害物質一覧表(インベントリ)の審査(確認等)の流れ



必ず、船主又は
専門家が同行。

I. 初回確認

- ①新船方式
- ②現存船方式(専門家を活用しない場合)
- ③現存船方式(専門家を活用する場合)
- ④現存船方式(IHM適合証書を有する場合)

II. 臨時・更新確認

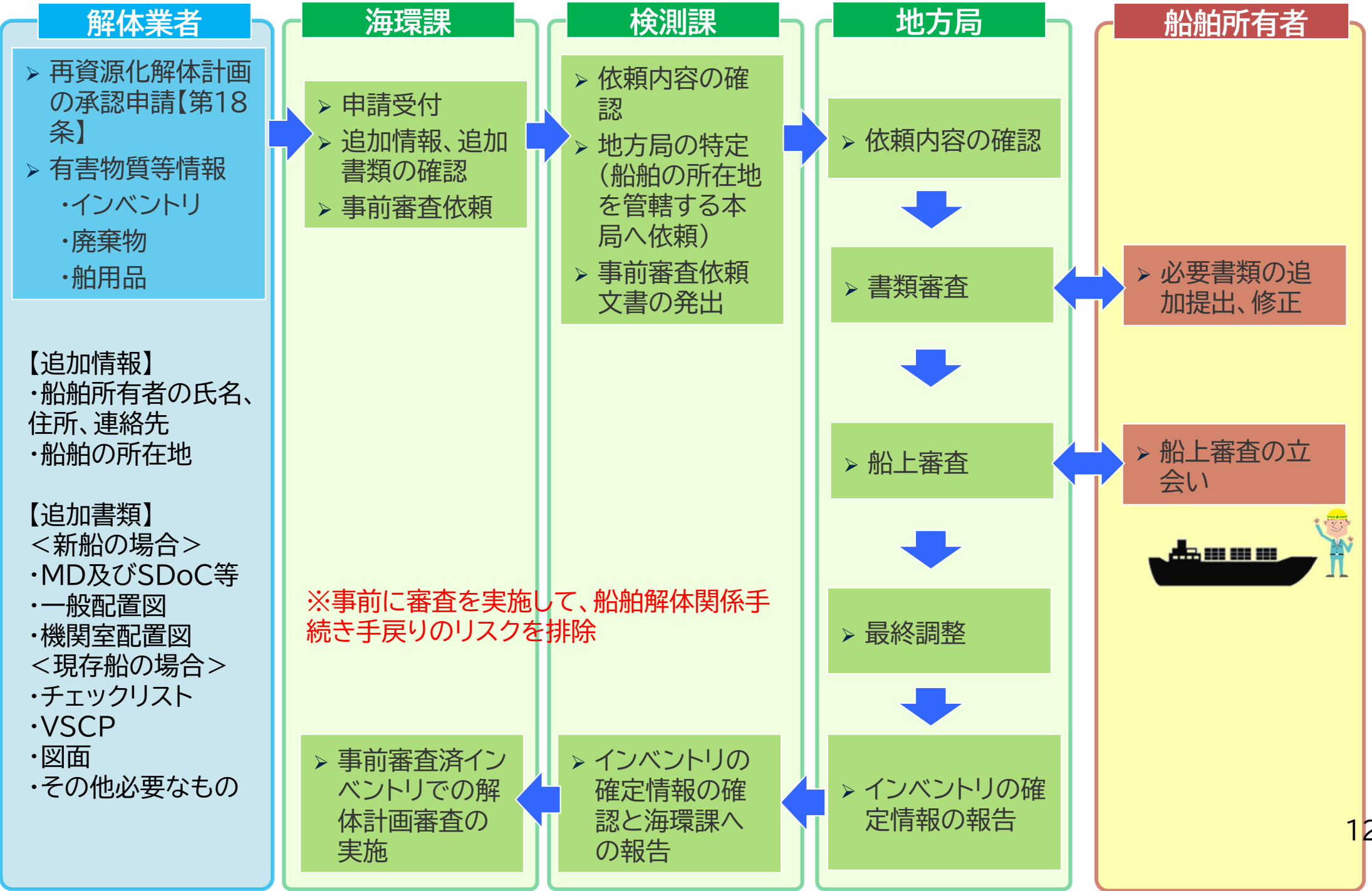
III. 譲渡し等の承認等(最終検査)

以下のガイドラインへの適合性を審査

- 決議MEPC.222(64)
検査と証書のガイドライン
- 決議MEPC.269(68)
IHM作成ガイドライン(IHMGL)

・有害物質一覧表確認相当証書を保持している場合、施行日以後、確認証書とみなされる。

内航船に対する解体計画承認申請時における事前審査スキームについて



シップ・リサイクル法関連法令一覧

種 別	名 称	規定内容
法 律	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30年法律第61号)	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質一覧表の作成等の義務付け ・再資源化解体の許可の制度、特定日本船舶の譲渡しの承認制度等
政 令	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成31年政令第10号)	相当制度の開始日(平成31年4月1日)
	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令(平成31年政令第11号)	<ul style="list-style-type: none"> ・船級協会の登録の有効期間 ・手数料の納付を要しない独立行政法人 等
	領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第12号)	領事官が実施する証書の有効期間延長等の業務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する事項を規定
省 令	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成31年厚生労働省・国土交通省・環境省令第1号)	法の施行に伴い必要な、再資源化解体の許可の申請に関する事項、当該許可の基準等の省令事項を措置
	国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成31年国土交通省令第12号)	法の施行に伴い必要な、有害物質一覧表の確認、船舶の譲渡しの承認の申請等の省令事項を措置するもの
告 示	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示(平成31年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)	法により、船舶の建造時に作成が義務付けられる有害物質一覧表について、記載すべき物質及びその閾値を定めるもの
	国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二條第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第三号の船用品を定める告示(令和元年国土交通省告示第296号)	船舶所有者が船舶の解体時に作成し、国土交通大臣の承認を受けた上で、再資源化解体事業者に提供することが義務づけられている有害物質等情報を定めるもの
事務連絡	有害物質一覧表等の確認等実施要領(外部向け)(平成31年3月29日、国海査第523号の4)	有害物質一覧表の確認等の実施要領等の新制度開始について周知